

事業所ご担当者各位、

川崎汽船健康保険組合

2024(令和6)年12月2日以降 資格取得・喪失届及び被扶養者異動届 の書式が変更となります

『健康保険証新規発行停止（マイナ保険証への一本化）』に伴い、本年12月2日以降の新規資格取得及び喪失者（被保険者・被扶養者）に関する資格取得届(本人)・被扶養者異動届（家族）・資格喪失届書式が、変更となりますのでお知らせ致します。12月2日以降の届出については、新書式を使用頂きます様、お願い申し上げます。

※ 変更後書式は現在作成中ですが、12月2日までに別途ご案内・WEB掲載致します。

【変更点】**① 「資格確認書」発行【要否】及び【理由】申告欄（以下）を追加****<被保険者資格取得届>**

⑫ 資格確認書の発行要否とその理由	<input type="checkbox"/> 資格確認書の発行が必要
	<input type="checkbox"/> マイナ保険証を持っていないため
	<input type="checkbox"/> その他

<被扶養者（異動）届>

資格確認書の発行要否とその理由	【要否】 <input type="checkbox"/> 資格確認書が必要	【理由】 <input type="checkbox"/> マイナ保険証を持っていない ・ <input type="checkbox"/> その他
-----------------	----------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------

- 資格確認書が必要な場合は、【要否】及び【理由】欄 双方に を記入して下さい。
（必要欄・理由欄どちらかのみ の記入の場合は、発行不要と見做しますのでご留意願います。）
- 理由欄 [その他] を選択の場合は、別途資格確認書発行是非を判断致します。
- 虚偽或いは不正確な申告（マイナ保険証保有にもかかわらず [不保有] を理由に発行申請等）に基づき資格確認書が発行された場合は、確認書の回収と発行手数料を徴収致します。
（発行要否は、ご家族も含めご本人との確認を確実に実施願います。）
- 資格確認書は、同書が不要となった場合は返却頂きます。（事業所に回収義務が課せられております）

「資格確認書」については、追って全加入者宛案内（事業所経由・WEB掲載）を出致します。

② 【居所住所】欄を追加 <資格取得届・被扶養者異動届>

- 従来は、住民票住所欄のみ
- 居所住所欄は、住民票住所と異なる場合のみ記入

③ 【保険証に加え資格確認書回収】欄を追加 <被保険者資格喪失届>（以下ご参照）

⑧ 保険証確認書の回収	本人の保険証・確認書	1. 添付	2. 回収遅延	3. 滅失
	被扶養者の保険証・確認書	被扶養者の人数 _____ 人のうち 添付 _____ 枚 回収遅延 _____ 枚 滅失 _____ 枚		

- 保険証は本年12月2日を以って新規発行はされず、現行保険証は2025年12月1日に有効期限切れとなります。有効期限切れ保険証は、回収不要です。
- 原則、【保険証】或いは【資格確認書】の何れかの回収届となります。
（事業所に回収義務が課せられております。）

以 上